

社会インフラとしてのAiの普及と適切な活用に向けて

企画協力：塩谷清司 聖隷富士病院診療部放射線科部長

Ai特集第五弾は、「社会インフラとしてのAiの普及と適切な活用に向けて」をテーマに掲げました。わが国におけるAiは、2012年6月に死因究明2法が成立して以降、その社会的な認知と普及の速度は加速しています。すでに、「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業」が開始されており、さらに、2015年10月にスタートした「医療事故調査制度」においても、Aiは重要な役割を果たすことが期待されています。このように、Aiはもはや社会インフラとして必須のシステムであり、実施機関の適切な配備と運用が求められる時期を迎えています。そこで、本特集では、主に医療事故調査制度に関する行政や学会の動向、海外の現状、そして、さまざまな医療機関におけるAiの実際をご報告いただくほか、検査技術、読影ポイント、病理学や医学教育におけるAiの活用などについて考察します。本特集が社会インフラとしての普及期を迎えたAiのさらなる発展と適切な運用につながると信じています。



オートプシー・イメージング (Ai) 第五弾：社会インフラとしてのAiの普及と適切な活用に向けて

シーン別
画像診断の
いまScene
Vol.9

I オートプシー・イメージング (Ai) をめぐる社会システムの動向と今後の行方

1. Aiに対する行政、医学会の
取り組みについて— 医療事故調査制度におけるAiの実際：
支援団体との連携

山本 正二 Ai情報センター代表理事

2015年10月1日に、医療事故調査制度が施行された。この中で、オートプシー・イメージング(以下、Ai)は、客観的な証拠として医療事故調査において重要な役割を果たすことになるだろう。本稿では、制度におけるAiの位置づけ、および支援団体との連携などについて解説する。

医療事故調査制度
におけるAiの位置づけ

厚生労働省のホームページに掲載されている医療事故に係る調査の流れを参照すると、医療機関で死亡事例が発生した場合、まず、医療事故判断を行い、続いて遺族へ説明が行われ、調査開始となる。この医療事故判断の段階で、管理者は、支援団体あるいは医療事故調査・支援センターへ相談することが可

能である。

改正された厚生労働省令第100号の中には、(医療事故調査の手法)第1条の10の4に、「当該医療事故に係る死亡した者又は死産した胎児の死亡時画像診断を、当該医療事故調査を適切に行うために必要な範囲内で選択し、それらの事項に関し、当該医療事故の原因を明らかにするために、情報の収集および整理を行うものとする」とある。これは、医療事故調査をするためにAiが必要かどうかを管理者が判断する(しなければ